平成２７年（フ）第２９４号
東京都日野市百草999番地百草団地133―218
債務者　川西　要輔
1　決定年月日時　平成27年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月10日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続廃止

平成２７年（フ）第１４号
茨城県つくば市上広岡603番地１
破産者　グローリーホーム有限会社
1　決定年月日　平成27年５月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２７年（フ）第１６号
さいたま市見沼区片柳1425番地
破産者　エスケーテック株式会社
1　決定年月日　平成27年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第５０号
宮城県名取市植松字豊田209
破産者　株式会社さんいちファーム
1　決定年月日　平成27年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２８９号
埼玉県川越市大字下小坂978番地
破産者　株式会社中沢土木
1　決定年月日　平成27年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第６２０号
東京都杉並区高円寺南３丁目45番11号
破産者　有限会社プリモ
1　決定年月日　平成27年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第６２４号
東京都豊島区北大塚２丁目16番９号
破産者　有限会社ヒデ総合企画
1　決定年月日　平成27年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第１３９５０号
東京都世田谷区北烏山２丁目２番18号　ヴェルデ久我山501、開始決定時の住所東京都東村山市富士見町１丁目12－２　ヴィラージュ・ヴェール九番館314
破産者　山本　修司
1　決定年月日　平成27年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１７７号
金沢市佐奇森町ル122番地２
破産者　合資会社リバティータイム
1　決定年月日　平成27年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第２９０号
金沢市北森本町ニ90番地１、従前の本店所在地金沢市割出町14番地１、従前々の本店所在地金沢市弥勒町ワ70番地３、従前々々の本店所在地福井県敦賀市疋田41号10番地
破産者　インフォル株式会社
1　決定年月日　平成27年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第９４号
長野県小県郡長和町古町847番地５
破産者　有限会社誠商事
1　決定年月日　平成27年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所上田支部

平成２６年（フ）第１０２号
長野県埴科郡坂城町大字網掛3182番地
破産者　有限会社山岸組
1　決定年月日　平成27年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所上田支部

平成２４年（フ）第１００１号
兵庫県宍粟市山崎町中比地160番地
破産者　相互物流株式会社
1　決定年月日　平成27年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２７号
岡山県倉敷市児島下の町９丁目12番エ１―304号
破産者　福池　洋子
1　決定年月日　平成27年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１８１０号
横浜市神奈川区栗田谷27番１―413号
破産者　株式会社食楽工房
1　決定年月日　平成27年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１３７号
横浜市戸塚区前田町516番地１
破産者　株式会社メロウガーデン
1　決定年月日　平成27年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４６２号
岡山市北区清輝橋４丁目５番12号
破産者　有限会社セイブコーポレーション
1　決定年月日　平成27年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第５１２号
岡山市南区妹尾2760番地22
破産者　正司　晃一
1　決定年月日　平成27年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第５１３号
岡山市南区妹尾2760番地22
破産者　正司　明子
1　決定年月日　平成27年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２８２号
大分市今津留１丁目６番９号
破産者　有限会社クドーデザイン
1　決定年月日　平成27年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係